

## 令和3年第4回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年5月20日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年5月20日	午前10時00分
	閉 会	令和3年5月20日	午前11時53分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	欠
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	出
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

1 番	仲 程 清	2 番	長 濱 功
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
企画商工観光課長	屋富祖 良 美	住 民 課 長	崎 原 誠
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

# 議 事 日 程

5月20日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第13号	専決処分の報告について（上本部小中一貫校グラウンド整備工事） （報告・質疑）
4	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて（本部町税条例等の一部を改正する条例） （議案説明・審議・採決）
5	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて（本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） （議案説明・審議・採決）
6	議案第33号	令和3年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ 議長 松川秀清 ただいまから令和3年第4回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

会議を開く前に、当局からコロナワクチンの接種状況について、説明をお願いします。町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。目下、新型コロナが感染拡大の中、緊急事態の状況だとこのように県下、一斉にこのような状況だというように認識しております。

ワクチン接種についてですけれども、本町にあっては現状の取組みの状況ですけれども、5月2日からワクチン接種を開始をしております。5月2日に300名、5月9日に300名、19日に300名というようなことで、順調に接種を進めているというような状況でございます。体制といたしましては、各課長を網羅したプロジェクトチームを組織する中で、万全の体制をとってきたつもりであります。当然ですけれども、全庁的な体制で最優先事項として、今取り組んでおります。予約管理がとても重要なことから、6名の臨時職員を雇用いたしまして、予約管理については6名体制で混乱のないようにということで、対応しております。なお、65歳以上が優先接種ということでございますけれども、本町にあっては後期高齢者75歳以上を最優先だというようなことで、2段階に分けまして、75歳以上を今、先行させております。7月いっぱいには65歳以上の高齢者を全員終わらすというような計画の中で進めております。

体育館でのいわゆる接種状況、具体的な状況ですけれども、医師会から3名の医師が派遣され、そして8名の看護師というようなことで、医師会からそういった形で派遣されてきております。その支援の中でやっております。問診については3名の医師が実施しております。そして具体的な接種については、看護師のほうが接種をしているというようなことでございます。約30名の職員でもって、受付の誘導からもろもろの事務体制、約30名の職員で対応をしております。よどみなく、スムーズな流れでこう流れているというようなことでございます。

なお、個別接種についても24日から、やまだクリニックのほうで対応するというようなことで調整を終わっております。そして6月に入りますと、野毛病院のほうでも個別接種を対応できるというようなことで、その接種に向けて調整をしております。いずれにせよ、考え方としては、このコロナ禍での経済を再復活させるためにも、ワクチンというものが決め手になるだろうし、それ以上に、町民の生命を守るためにも、ワクチンの接種というのが決め手になっていくというようなことで、これは最重要事項だというようなことで取り組んでおります。議員各位の皆様方からもまた、接種についての協力、住民への呼びかけをお願いいたしたいと思っております。

なお、お互いみんなそうですけれども、誰がどこでいつ感染するか目に見えないので、こう知り得ないような状況にもありますので、お互いに感染予防対策をしっかりとやりながら生活活動ができればと思っておりますので、どうか今後もまたワクチン接種についても、議員各位の協力も得たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ですけれども、ワクチンの接種の状況についての報告に代えます。

○ 議長 松川秀清 ワクチン接種の件について、聞きたいことがございましたら、休憩中に行いたいと思います。

休憩します。

休 憩（午前10時07分）

再開します。

再 開（午前10時15分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番 仲程 清議員及び2番 長濱 功議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月20日限りの1日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日5月20日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第13号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和3年第4回本部町議会臨時議会におきまして、1件の報告と3件の議案を提出してございます。内訳ですけれども、専決処分の報告が1件となっております。専決処分の承認を求める議案が2件となっております。令和3年度一般会計補正予算の議案が1件このようになっております。

説明にあたりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第13号についてご説明いたします。

報告第13号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第9回本部町議会（定例会）で議案第58号をもって議決をされた、上本部小中一貫校グラウンド整備工事に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年5月20日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部小中一貫校グラウンド整備工事について、契約金額「2億2,134万2,000円」を「2億2,238万7,000円」に変更し改定契約を締結する。104万5,000円の増額となっております。

次のページが変更箇所対照表でございます。その次のページ、A3の図面をお開きください。赤いラインで表示されているところが変更箇所対象表に記載されている張コンクリート200平米の増でございます。もう一つの変更箇所対照表に記載されている残土吹付は、旧上本部中学校跡地の残土に赤土流出防止のため、団粒化剤1,695平米を吹付したことによるものでございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 昨日、この計画平面図を基に、現地で確認を行ってまいりました。現場の写真があれば、もうちょっとわかりやすかったんですけど、工事箇所フェンスより内側なのか、外側なのかというまず確認をしたいのと、もう1点は、残土吹付に関して、どれぐらいの期間、残置するのか。また、土の使い道をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 3番、山川議員にご説明いたします。

すみません。一つちょっと確認させていただきたいんですが、フェンスといいますと、防虫ネットのフェンスということ…、フェンスというと、転落防止、低いフェンスということですか。はい、わかりました。フェンスは、内側が今回この校舎で行ってございまして、そうです、フェンスの内側を小中一貫校の工事のほうで進めております。

残土の使い道なんですけど、同じ公共工事でしたか町営住宅でしたか。そこの埋め土に使うという話であったと思います。同じ民間ではなくて、公共工事で使うということでストックしているということでもあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩 (午前10時23分)

再開します。

再 開 (午前10時23分)

建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 3番、山川議員にご説明いたします。

今、上本部中学校に置かれている残土は、具志堅団地に使う予定で、来年度にまでストックしておいて、それから運搬して運んで埋め立てに使用したいと考えております。来年度に使う予定であります。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ありがとうございます。残土に関しては承知いたしました、ありがとうございます。

この張コンクリートの件なんですけど、昨日確認をすると、工事のコンクリートの部分というのは、フェンスをまたいで外側、校内側ではなく歩道側ですね。歩道側も工事しているのかなど。ここまで敷地なのかなというような確認なんですけど、そのまま今L字型で工事をされているかと思うんですけど、L字型のちょうど中心の部分、曲がっている部分、そこのところの箇所というのが、大人の背丈以上の高さ、もうちょっと高いかなと思うんですけど、恐らく2メートル40センチぐらいの高さがあって、そこを生徒でも立ち入りができるような状態になっています。私も直接、足を運んでみたんですけど、そこに生徒が立ち寄りをする、少し危険だというような認識はあるんですけど、直接的に生徒が近寄る可能性は低いとは思うんですけど、安全対策上、どういった考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 3番、山川議員にご説明いたします。

今のご質問のほうで、高さがあるということではありますが、今後この工事が終わりました、教育委員会のほうに、この施設の管理を引き継ぐこととなります。その安全対策については、十分学校側と協議、また現地も確認しながらとれる対策は、また今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 3番 山川 竜議員。

○ **3番 山川 竜** ありがとうございます。ぜひ何らかの対策を打って、もしくは生徒にも注意喚起するなり対策をしていただければと思います。以上です。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ございますか。9番 仲宗根須磨子議員。

○ **9番 仲宗根須磨子** 同じく昨日、旧上本部中校舎跡地の残土を確認してきましたんですけど、この昨今の大雨のせい吹きつけされている部分が頂上のほうから1か所崩れて、赤土が側溝のほうに流れている状態でした。この状態、来年度まで1年間放っておくのか。それともすぐに対応、補修するのかを伺います。

そしてもう1点、この上本部中学校の校舎のフェンスを巡らせている外側に水道の元栓みたいのがあったんです。それすぐ道路のすぐ側なので、これ子どもたちがいたずらしたり、通りがかりの人がバルブ回したりしたら、水道ストップしたりするものなのか。あのままむき出しにしておくのか。それ何とか囲いをするのか。そういう予定があるのか、お聞きいたします。

○ **議長 松川秀清** 休憩します。 休 憩 (午前10時28分)

再開します。 再 開 (午前10時29分)

建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

残土については、先ほどさっき山川議員に言ったのを訂正しまして、1,500立米が具志堅辺りの農業担い手事業に使って、あと1,500立米を具志堅団地に使う。これは今年で処分できるということです。処理するということですので、その部分やっている赤土の流出は、流れるところは再度確認をしてみますので、一応今年度中でなくなるということですので、十分注意してやっていきたいと考えております。

○ **議長 松川秀清** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 9番、仲宗根議員にご説明します。

先ほどの水道のバルブの件なんですが、水道の検針を行うために、外に出しているということで、このバルブですが、バルブは抜いて学校側で管理をし、検針する際にまた使用するということで、誰がでもこう使う、動かせるものではないような対策をとっているということになります。以上です。

○ **議長 松川秀清** ほかにございますか。8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** 今の須磨子議員の質疑に関連して、さっきのバルブの件ですが、あれガラランついたらそのままですよ。取り外しできるのか。それとあとさっきの残土の件ですけども、グラ

ンドの側溝まで2メートルぐらいしかない。そこに今流れ込んでいる。その側溝の手前に土のうとか敷いておかないと、大雨のたびに流れ込んで赤土が流失しますが、その対策をしないと、公共施設から赤土を流すような状況になりますけど。その辺の対策はどうするんですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番、具志堅議員にご説明します。

今のこのガランの水道の件なんですけど、今まだ工事が竣工完了してありません。引き渡しを今、6月1日をこちらに引き渡しをする予定になっておりますので、その引き渡し後にこの管理は引き継ぐということになります。以上です。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 8番、具志堅議員にご説明いたします。

上中の残土の部分のものは、ちゃんと確認しながら対応していきたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時32分）

再開します。 再 開（午前10時34分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 赤土が垂れ流されている状況というのは、ちょっとやはり先ほどあるとおりの問題になるのかなと思います。これからやるんだしたらまだわかりますけど、もうされているものなのに、その結局防止されていないということは、予算上措置されているのに、それがしっかりと対応できていないというのは、ある意味問題なのかなと思うので、速やかに現場見て、対応していただくよう、していただきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 13番、喜納議員にご説明いたします。

ちゃんと現場確認しながら、対応していきたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第13号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4．議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明をお願いします。住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和3年5月20日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律、関係政令及び省令等が令和3年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本部町税条例等の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙のとおり）令和3年3月31日、本部町長 平良武康。

次の2ページから8ページが今回の一部改正条例となっております。また、9ページから29ページが参考資料1の新旧対照表となっております。

最後のページ、議案第31号参考資料2のほうで説明をいたします。一番最後の30ページになります。本部町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点。1番趣旨につきましては、先ほどの提案理由と同じでございます。2番、主な改正点、○固定資産税（土地）につきまして、①令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、土地に係る負担調整措置を継続する。②新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。固定資産につきましては、3年に一度の評価替えが行われます。その間の年度につきましては、据置期間となっております。その間に行われる特例等について、これまで同様に継続するということになっております。また令和3年度につきましては、負担調整措置により増加する場合は、昨年度の税額に据え置くということになっております。

2番目に○軽自動車税。①環境性能割の税率区分の見直し。自動車の取得時に燃費基準に応じた税率で課税される環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。②環境性能割の臨時的軽減の延長。令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする臨時的軽減措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。③種別割のグリーン化特例の見直し。グリーン化特例について、重点化等を行った上で2年間延長する。

3点目に○個人住民税。所得税の控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長の対象者についても、所得税から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第31号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承



認されました。

日程第5．議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提出理由の説明をお願いします。住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年5月20日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄振興特別措置法第9条等の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が令和3年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について（別紙のとおり）令和3年3月31日、本部町長 平良武康。

次のページが一部改正条例になっています。

3ページから7ページが、新旧対照表となっております。

8ページ、一番最後のページ、お開きください。議案第32号参考資料2で説明をいたします。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の主な改正点。趣旨につきましては、提案理由と一緒にしております。

主な改正点、1点目が○沖縄振興特別措置法に係る特例措置に関するものとなっております。適用期限の1年延長及び号ズレの改正等を行っております。

次に○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る特例措置につきましても、適用期限の延長となっております、2年間の延長となっております。以上で、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 説明ありがとうございます。

まず1点、この固定資産税の課税免除となる経済活動牽引する事業を行う事業者数、何社この町内にありますか。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 3番、山川議員にご説明いたします。

この2点目の地域経済牽引事業の促進に関わるもの、今回令和3年度、対象事業者1件ございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ありがとうございます。

こういった地域を牽引する事業者を多く誕生させることが、やはりこの地域の発展には必要になってくるかと思っておりますので、今回は固定資産税に関する議案ですので、ぜひですね。地域に来島し、促進法も絡めて、地域を牽引していく事業者を多く誕生させていくように努めていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありますか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 お伺いします。

新旧対照表の中で、その中で課税免除されるのが、観光地形成促進地域で、情報通信産業振興地域で、産業高度化・事業革新促進地域、最後に今、山川議員からありました地域経済牽引事業にも関わる促進地域における課税免除とありますが、その中で今、1件あると。これは先ほど言った地域経済牽引事業のものに関するものだと思うんですが、全体を含めて今回、町内において、それに課税免除に関わるような職種と、その件数をお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 13番、喜納議員にご説明いたします。

令和3年度の免除の対象の法人の個人になりますが、情報通信産業振興地域に該当する電気通信業の業種が1社。産業高度化・事業革新促進地域のほうに該当するものが、これは製造業や電気業の業者になってきますが、個人も含めて7社。あとは先ほど説明いたしました牽引事業に関わる1社、以上となっております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 観光地形成促進地域の部分に係る職種などは、どのような職種なんですか。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 13番、喜納議員にご説明いたします。

観光地形成促進地域につきましては、その中で特定民間観光関連施設と位置づけがありまして、スポーツレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時52分）

再開します。 再 開（午前10時57分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第32号 専決処分承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第33号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第33号 令和3年度本部町一般会計補正予算について。令和3年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年5月20日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。3枚目でございます。令和3年度本部町一般会計補正予算。令和3年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1億5,080万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,827万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算は主に、新型コロナウイルス感染症に関連する地方創生臨時交付金、この交付金は10分の10の充当の交付金となっておりますが、その交付金を活用した事業を主に計上しているところでございます。

それでは主な事業につきまして、事業ごとに説明をいたします。事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお願いいたします。2款1項6目企画費でございます。補正の総額が4,024万7,000円でございます。5ページの一番下、負担金補助及び交付金の欄でございますが、もとぶコロナショック生活支援及び産業支援事業補助金3,277万円でございますが、こちらは商品券の交付事業でございます。先ほど説明いたしました臨時交付金10分の10を活用しての事業です。新型コロナウイルスの影響により、世帯収入の減少、そして事業者におきましては売上収入の減少の影響が出ているところでございます。それらの影響を緩和し、そして支援するために、商品券の交付事業を行うものでございます。昨年度も実施しておりまして、第2弾の商品券と位置づけております。商品券は町内事業所のみで利用が可能です。1人当たり2,500円を全町民に交付を予定しております。このページに掲載しております会計年度任用職員の1人の人件費、そしてそれらの係る事務費を計上しているところでございます。

続きまして6ページ、7ページお願いします。2款2項2目徴税費でございます。上から2段目、委託料の非接触型決済等システム導入委託料125万5,000円、その使用料29万1,000円、こちらもコロナ関連の臨時交付金を活用した事業でございます。徴税、そして国民健康保険税など、支払い方法につきまして、新たにクレジット決済を導入するものでございます。クレジット決済を導入することによりまして、納税者は外出することなく自宅からスマートフォンなどで支払うことが可能になります。新型コロナウイルスの濃厚接触となり、外出ができない方、あるいは感染が懸念され、外出をなるべく控える方など、自宅での支払いが可能となるよう整備するものであります。

続きまして8ページ、9ページ、3款2項2目児童措置費でございます。こちらも9ページの下段お願いいたします。子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）5,500万円、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯のうち非課税世帯などに対し、生活支援特別給付金を支給するものでございます。こちらはひとり親世帯以外でございます。の非課税世帯などに支給をいたします。児童1人当たり5万円の支給となります。ひとり親世帯につきましては、沖縄県が同じく1人当たり5万円の支給をいたします。本町はひとり親世帯以外の非課税世帯を主に支給するものでございます。そちらの事務費合わせて計上しております。それはこれを全て国庫10分の10の充当となっている事業でございます。

続きまして12ページ、13ページお願いいたします。7款1項2目商工振興費、補正額で3,756万2,000円、合計で計上しております。こちらも13ページの一番下段お願いいたします。飲食業者経営体力再生事業補助金3,277万円、こちらは飲食券の事業でございます。コロナ関連の臨時交付金を活用しての事業でございます。先ほど商品券を説明いたしましたが、同じ目的で実施されるものでございまして、昨年につきまして飲食券の第2弾となります。1人当たり2,500円の飲食券を全町民に交付を予定しております。この飲食券は町内のみでの利用が可能となるものでございます。

続きまして14ページ、15ページ、教育費でございます。10款1項2目事務局費でございます。15ページの上から2段目、校務支援システム等使用料321万2,000円、こちらもコロナ関連の臨時交付金を活用しての事業でございます。学校教職員の校務を支援する事業でございます。コロナウイルス感染症の影響で学校が休校になった場合など、在宅勤務をする場合がございます。その際、自宅から専用のシステムにアクセスすることによりまして、校務業務が自宅で行うことが可能となります。その自宅で在宅勤務で業務ができるようシステムを整備する事業でございます。続きまして一番下段、中学校進学支援事業補助金137万円、こちらは子ども・子育てゆいまー基金を活用しての事業でございます。今年度、新中学1年生になりました生徒の保護者に対しまして新中学1年生、1人につき1万円を支給するものでございます。中学校への進学する際には指定の制服、体育着、シューズなど、それぞれ揃えなければなりません。会計の出費が多くなることから、その一部を支援するものでございます。

歳出最後になります16ページ、17ページ、10款6項3目の学校給食費、17ページの下段、賄材料費676万4,000円、こちらコロナウイルス関連の臨時交付金を活用した事業でございます。学校の給食に本部町産の食材を使用し、学校給食として児童生徒に提供をするものでございます。生産者の支援と児童生徒の食育につながるとして、事業を捉えておりまして、町産品の給食提供を行うものでございます。

歳入に移らせていただきます。事項別明細書の戻りまして、2ページ、3ページお願いいたします。国庫支出金、3ページの真ん中より若干、上のほうでございますが、総務管理費補助金9,751万6,000円、こちらが今回、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の歳入部分になります。先ほど説明した歳出に充てるものとなっております。その下、児童福祉費補助金

5,891万6,000円、こちらは5万円の子育て支援の分の国庫の歳入でございます。以上、説明終わります。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ **3番 山川 竜** 説明ありがとうございます。

何点か質問をしたいんですが、まず町民への商品券、飲食券の配付についてです。具体的に時期はいつごろから予定をしているのかということ、まずお伺いしたいのと。先年度同様に、商品券、飲食券の配付を行っていたかと思うんですけども、その利用率、どの程度だったのか。また前回の改善ポイントなどがあれば、お伺いしたいと思います。

それと9ページの子育て世帯生活支援特別給付金、本日、今日か昨日か本部町のホームページに早速、最新の情報として情報掲載されているかと思うんですけど、申請が不要な世帯と、申請が必要な方、申請不要、申請必要というような多分文言だったかと思うんですけど、この情報発信の仕方ですね。ぜひこの申請不要な方はそのまま何もしなくてもこの給付金受け取れるのかと思うんですけど、申請が必要な方へのメッセージとして、もう少し文字を赤くするとか、受け取りやすいようにウェブ上でも心掛けていただきたいと思います。もちろん何か手紙とか、郵送物とかで発信はしているかと思うんですけど、それと併せて町民にもわかりやすく情報発信ができるように、よろしくお伺いしたいと思います。

あと1点ございます。15ページ、教育費の校務支援システム等使用料に関してです。今説明のあったように、専用のシステムを使って在宅勤務が行えるように環境整備を在宅勤務ですので、お家で作業が仕事ができるということだと思うんですけど、セキュリティ面とか、個人情報の取扱いの部分とか、こちらは問題ないのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 3番、山川議員にご説明いたします。

商品券、飲食券の件なんですけど、時期的には7月初旬から12月末まで、前回もそのようにやっております。あと利用率なんですけど、商品券これ換金された利用率でいいますと、商品券が98%、飲食券が94%となっております。あと、換金の際にちょっと当初は月2回の換金ということであったんですけど、事業者のほうからもっと増やせないかということもありまして、1週間に1回、それも前回、1週間に1回ということで訂正をしてまた支払いのほう、1週間に1回にしております。今回も換金を1週間に1回と今予定をしております。

○ **議長 松川秀清** 子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 安里孝夫** 3番、山川議員にご説明いたします。

子育て世帯生活給付金についてなんですけれども、項目として3項目該当する項目があり、1項目については申請不要、2項目については申請が必要ということで案内させていただいているところがございます。ご指摘のように情報発信、非常に大事でございまして、ホームページ等の見方の工夫とか、これから広報誌等も活用しながらいろんな媒体を介して、町民に対して不利益が被らない形で情報発信しながら、対象者の抽出等、その受給に当たっていきたいと考えており

ます。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 3番、山川議員にご説明いたします。

先ほどこの校務支援システムのセキュリティの面と、個人情報の件に関してであります。今我々はその業務を行い、先生方が持ち帰って在宅で行う際には、そういう行うことになると思いますが、北部広域のネットワークサーバーを介して業務を行うということで今、北部広域と業務を詰めているところであります。北部広域のサーバーですので、十分そのセキュリティ面は問題ないかと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ありがとうございます。

子育て世帯生活支援と、あと商品券と飲食券の時期について、ありがとうございました。商品券、飲食券の前回の利用率98%と、94%ということだったと思いますけれども、この2%と6%、今換金がないという状況の中で、これはどういった原因が挙げられるのか。もしこの改善できるポイントがあれば、ぜひお伺いしたいということ。それと教育委員会の校務支援システムに関してです。私も在宅での業務というのが、今後の一つの仕事の方法になってくるのかと思っております。この在宅勤務において、学校の職員室のパソコンを持ち帰って在宅で仕事をするのか。もしくは先生方、個人のパソコンで仕事をするのか。このどちらなのかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

換金状況につきましては、事業者のほうで換金が2月初旬まででしたか、去年。それがあって忘れていたとか、また枚数が少ないということもあってもその辺、換金していないことも、役場には来ていたんですけれども、時期が過ぎていまして、それでこの換金率となっております。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 3番、山川議員にご説明いたします。

先生が、在宅で行うパソコンについては、教育委員会で先生方にも1台、パソコンを配付しておりますので、その個人のパソコンではなくて、こちらから提供したパソコンを活用して在宅業務を行うということになります。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前11時18分）

再開します。

再 開（午前11時19分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 今、商品券、飲食券に関してです。時期が換金の時期が過ぎての換金ができなかったということで、ここですね。ぜひ情報発信なのかなと思います。業者のほうももちろん期日があるわけで、そういったところは知っているのかなと思っております。役場からの情報発信で防げることは、ぜひ防いでいただきたいと思っております。せっかくこの飲食券、商品券

というのは、町にとってもいい事業で地域活性化につながる事業になっていますので、どこの事業所もぜひこの恩恵を受けて、せっかくこの飲食または商品を買っていただいた。そして役場のほうで換金をしっかりとできるという流れまで、情報発信をしっかりと行って、ときにはこの事業所との情報交換も必要かと思っておりますので、今回またこういうことがないように、しっかり運営をしていただければと思います。

教育費の校務支援に関して、学校の端末を使うということで、持ち運び時のこのパソコンを紛失しないように、どういった対策をするのか。在宅勤務をまずは定着させることが私も好ましいと思っていますので、いろんな課題があるかと思っております。このICTの時代において、やはりどこにいても、先生方の負担にならないような環境の整備、そして個人情報の流出につながらないような防止策というのは必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ先生方が不安にならないように職員室でパソコンを持って、お家に帰る際の防止策というのをしっかりと決めて、運用ルールにのっとって在宅勤務をしていただければと思いますので、そういったところをお伺いします。私のほうからは以上です。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

今後、換金事業者には換金の周知を図っていきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 3番、山川議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、やはり紛失等がもとでいろんな情報が漏れたりするのも大変なことでありますので、運用のルールをしっかりと定めて、そういった事態が起こらないように、学校側ともしっかりと連携してやっていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 この飲食券、商品券についてですけれども、これはこの券で飲食、この券で商品と分けずに、一つの券で飲食も商品も買えるというような、こういうふうにはできないものでしょうか。といいますのは、私は昨年この飲食券、商品券を利用している人、あるスーパーで若いお母さんがたくさん買い物をしたんです。そしてレジで支払いをして、この券を出したらレジの方「これは使えません」と、「なんで」って、もうこのお母さんは疑問に思っているわけです。「これは飲食券なので、商品券としては使えません」ということで、お母さんも「えっ」ってショックを受けて、泣く泣く現金で払っていたんですけど、これ商品券、飲食券と分けずにどちらにも使えるようにしたら、こういう不合理なことはなくなるのかなと思うんですけど、これ一緒にすることはできないのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

一緒にするというのも検討に入りました。その際に一番懸念されたのが偏りを心配しました。例えば商品券が使いやすいので、商品券にたくさん流れないか。あるいは飲食券が使いやすいの

で、飲食券に流れないか。その支援策の目的が飲食も支援しましょう。商店も支援しましょうと、生活も支援しましょうというのがありますので、うまくバランスよく、支援できるのを考えたらやはり分けて、商品券の使える店舗を支援するのは、この額で支援しましょうと。店舗を一般の小売りの店舗を支援するのはこれでやりましょうというふうに分けたほうが偏りがなく、うまく何といたしますか。支援が平等にできるだろうということで、使いやすいように一緒にというのでも検討しましたが、検討の結果、2つに分けたということでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。6番 真部卓也議員。

○ 6番 真部卓也 1点だけ、飲食券、商品券についてですが、前回もあったと思うんですが今回、この飲食券、商品券、新生児が何月、新生児で何月までに生まれた方が対象なのか。1点だけ伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 6番、真部議員にご説明いたします。

住民基本台帳基準日、6月1日を今、予定しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございますか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 9ページ、一番下の段、子育て世帯生活支援特別給付金なんですが、先ほどの説明を聞きますと、ひとり親世帯以外というふうに聞きましたが、まずひとり親世帯が何世帯あるのか、それと人数。ひとり親世帯ですね。それからこれ5,500万円、ひとり親世帯というふうに組まれていますが、人数に換算すると1,100名なんです。実際本部町の児童生徒、15歳以下、恐らく1,900名ぐらいかなと思っていますけど、そのうちの1,100名がこの給付金の数になると思います。これ正確であるかどうか。確認です。約この1,900名からすると、ひとり親世帯を含めたとしても58%になるんです。この確認です。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 14番、具志堅議員にご説明いたします。

ひとり親世帯の数なんですけれども、世帯としては203世帯でございます。人数については、県の資料になるものですから、こちらでは把握していないんですけれども、大まかな数として320名が児童生徒の数となっております。それが1,100名の根拠になるんですけど、町内の児童扶養手当、その年齢の対象者は1,850名いるんですけども、今回対象者が非課税世帯であるとか、生活が急に急変して、家計が苦しくなった世帯であるとか、それから公的年金を受けている世帯で、ひとり親世帯というのでも今回、申請の対象になっておりますので、その方々を含めたら町内の今、非課税世帯全体で55%いらっしゃるんですけども、その辺をいろいろと勘案したら、そのプラス10%、65%が適当ではないかということで1,850名の65%で、1,100名を今回、提出させているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございますか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それではまず歳入から、今回ありました地方創生臨時交付金、約9,711万6,000円ということでしたが、この交付金は総額を教えてください。ちょっと前にも聞いた



のかもしれないですけど、ちょっと今、もう一度、今回のこの臨時交付金の総額をお聞きします。

歳出の5ページ、コロナショック生活支援及び産業支援事業補助金、いわゆる商品券のことなんですが、換金率からいって98%と先ほどおっしゃってありました。前のたしか議会でもそのデータを各議員に配付すべきじゃないかということを行ったと思うんですが、そういうのがあれば、こういう質問も出てこなかったと思うんですけど、しっかりとそういう検証データなども示していただきたい。この換金率98%とおっしゃってありますが、これは例えばこの商品券、全町民に対して何枚出して、何枚使われたのか。例えばこの全町民に出した、商品券の98%換金されたわけですか。恐らくそうじゃないですよ。それをまずお伺いしたい。

そして11ページ、衛生費の予防費の中で消耗品費、これも国庫支出金になっているので、これは何に使っているのか、まずお伺いします。

13ページ、飲食業者経営体力再生事業補助金、これいわゆる飲食券、これも先ほどありましたとおり、前回どれだけ出して、どれだけ使われたのかというのを教えていただきたい。

開けて15ページ、先ほどありました校務支援システム等使用料となっているんですが、これはサーバーの使用料なのか。どういったものなのか。もう一度説明していただきたいのと。その下の中学校進学支援事業補助金、新中学1年生の補助的なものだと。先ほどおっしゃってありました。必要なものと当局が考えているのであれば、何で中学1年生だけなのかという根拠と、これは始めたら、恐らく今後ずっとやっていかないといけないものだと思うんですが、教育委員会としてはどう考えているのか。お伺いします。

開けて17ページ、賄材料費、本部町産の食材を使用を目的としたものだと、先ほど説明がありましたが、これは加工品を使うんですか。それとも町でとれた野菜や町産品を使っていくのか。どういったものを使っていくのか。まず根本的なものをお伺いします。以上です。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

歳入の新型コロナウイルス感染症の臨時交付金で、今回9,751万6,000円あげておりますが、その総額等の質問でございました。国の第3次配分でのこの交付金になりますけれども、本町におきましては、配分が1億4,030万9,000円ございました。これでもちまして、令和2年3月補正で、既に実施しているものが4,871万8,000円、こちらで例えばICT支援事業の支援員2名の分とか、消防のコロナ関連の備品を買うとかで繰り越しておりますが、その分に充てておまして1億4,000万円余り、今現在残っている分が145万5,000円が充当の残でありまして、今後例えばこの145万5,000円は、新たな事業を立ち上げるか、あるいは今予算化している事業が、予算が足りなくなったとか、その辺のものを考えているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にご説明いたします。

商品券、飲食券、交付枚数は1万2,559枚、金額にして商品券3,767万7,000円、飲食券も同じであります。あと換金に関しまして、商品券が3,681万3,000円、率にして先ほど言いました98%、

あと飲食券のほうは3,558万6,300円、94%となっております。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 13番、喜納議員にご説明いたします。

先ほどの衛生費の消耗品についてでございますが、主に役場庁舎内で使うアルコールとか、マスク、こういった関係の消耗品、感染防止のための消耗品を買う予算として計上しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず校務支援システムなんです、そういう校務支援システムというシステムがございまして、これを内容としましては、中学校出席情報管理とか、生徒の成績書類と、あと保健管理等、いろいろ通知表作成とかございます。それとあとは教職員の出退勤管理とか、いろいろな先生方の情報管理とか行うことになってございまして、システム使用料として予算を計上しております。

あと、中学校の進学支援事業なんです、なぜ中学1年生なのかというところではありますが、これ子ども・子育てゆいまーる基金を活用してございまして、まずこれを事業として行った根拠なんです、小学校1年に上がる際に、各家庭ではお祝いがあって、それでいろいろな方が祝い金があると思います。高校に進学するに当たっても、高校入学合格ということで祝い金がございます。中学校は義務教育でそのまま中学に上がるものですから、ぜひ町としても中学生もいろんな準備で予算がかかるということもございまして、町としては中学1年に上がるものに対しても祝い金をお渡ししたいということで、この事業があります。やはり今後、これを進めていく中では、継続というのは当然なってくると思うんですが、継続する意味でも定額の金額1万円を祝い金として、教育委員会としては考えております。その一部でも支援できたらなというところでありませう。

賄材料費の件なんです、賄材料費で学校給食に提供するものなんです、加工品とか、あと肉類ですね。肉類をいろんなメニューをかえて、給食の中に入れていきます。加工品といえば、アセロラのジュースとか、パインジュレとか、昨年度のものからいきますと、アセロラのゼリーとか、パインジュレ、パインスティック、肉類でいえばあぐ一豚をいろんなメニューに変えて、豚丼とか牛肉とピーマンの炒め物とか、そういったものにかえていきます。もとぶ牛に関しては、牛丼とか、あとはビビンバにしたりとか、そういったかえて昨年度は提供しておりますので、今年度もそのような形で町産品を使って、学校給食に提供していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 先ほど口答でありましたけれども、商品券と飲食券の件ですね。先ほど口頭でありましたけど、ちょっとまた意味が口頭で言われるとわかりにくいんですけど、休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前11時40分）

再開します。

再 開（午前11時41分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 前回は全町民に1万2,559枚出して、その出した分の98%が使われたということなんです。では飲食券も同じように94%、約それ程度使われたということです。その中で、今回前回、商品券の額というのは3,000円だったのかと思うんですけど、それを2,500円にかえたのは、要因としては予算額の件なのか何か、例えばこの使われたデータを検証して考えたのか。というのを説明してください。

教育委員会、中学校の支援事業の件ですが、説明の中で小1と高1は、お祝いがあると。お祝いが無いところもあるかもしれないですね。説明になっていないのかと私は思うんですけど、根拠として、中1の中で、確かにそういった理由を根拠を基に出すというのは、そういう考えもあるかと思うんですけど、もう少ししっかりとしたこの恐らく、今回初めてほぼ永久的に出さないといけないんですね。もらった人ともらわない子がいるということではおかしくなるので、もう少ししっかりとした説明、理由できるような根拠的なものを持っていただきたいと思うんですけど、そこら辺をもう一度。やることはいいことだと思います。予算もこれだけであるし、ゆいまーる基金はずっとあるわけではないですね、恐らく。それがあればいいですよ、基金がずっとあれば、そういったものをもう一回、ちょっと考えを示していただきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にご説明いたします。

臨時交付金、予算については臨時交付金内の予算で、それで2,500円ということで、前回より500円少ないんですけど、臨時交付金の予算内ということでありまして。前回、一定の効果が出たとは思っております。今後、あと2%、6%、住民、事業者にも周知徹底して、100%まで近づけるようにやっていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

先ほど、中学祝い金のものの理由の中で、確かにおっしゃるとおり、お祝いが無いというところもあるんですけど、やはりもう一つやはり、この中学1年生、中学に上がるということの大きなところは、今まで上がることで制服が変わってくると。学生服ですね。とかあとはいろんな部活面、体育着とかいろんな出費が多くなるものですから、そういうことも一つの大きな理由としてありますので、そこも含めて祝い金として、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 最後に、総括的に今回こういったコロナ関連しての予算として、また参加事業としていくんですが、町長のお考え、今後本町として北部地域全般としては、中南部に比べてコロナの陽性者の数的には少ないと言われておりますが、しかしその安全面の対策も含め。経済をどう回していくかと。町長ずっとおっしゃっておりますが、それをどのように考えている

のか。この予算の考えを町長、お伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 コロナのいわゆる感染予防対策につきましては、先ほどもありますように、情報発信力というものが極めて重要だろうとっております。私自身もFMに登場いたしまして、感染予防対策について町民に呼びかけいたしました。担当課長には指示いたしまして、数回にわたってFMを通じて、その呼びかけ等を実施しております。同時にまた各事業所にペーパーを通じて、その都度、その都度、要所、要所で感染予防対策の呼びかけを徹底してきたというようなことであります。いずれにせよ、今現在幸いにして、断続的に1人、2人とといったような感じで、発症感染しますけれども、クラスターは起こっていないというような実情かと思っております。いずれにせよ、一人一人の町民が自分の健康は自分で保つというような、こういった思想を植えつけていかなければいけないと、このように考えております。どうかその辺はいろんな場面を通じて、議員各位の皆さんからもくれぐれもコロナ予防対策、感染対策については呼びかけをお願いしたいと、このように思っております。

そしてあと、経済の対策ですけれども、今回の商品券につきましても、よその地域の商品券とどこがどう違うのかというようなことがありますけれども、8,000円のお金を出して1万円の商品券を買うといったようなプレミアム付といったようなことではありません。我々の商品券はですね。ですからそういった意味では、とても地域住民に対して優しい商品券だと思っております。商品券があることによって、生活のいわゆる支援、そして町内事業者の支援、同時にまた各行政区を通じて対応するわけですから、行政区に対する一定の経済的なメリット。そして行政区に各地域住民に足を運ぶといったような行政区と地域住民との一体感というのも、また極めて大きいだろうと思っております。そういったことで今回、商品券第2弾というようなことですけれども、予算の範囲内ですけれども、それを通じて少しでもコロナ禍ですさんでいる心を癒すことができればと、このように思っております。

なお、町産品を使った学校給食といったようなことについても、変な話ですけれども、財源の国庫100%の事業ですから、財源の節約にもなりますし、これを契機として加工品、そして果物もいっぱいありますので、町産の果物を加工品を子どもたちに提供することによって、ふるさとに対する愛情、愛着、ふるさと教育にもなるんだらうとこう思っております。食育を含めてですけれども、そのような形でコロナ禍ではありますけれども、そういった中でもコロナに負けないような活力のあるような経済も含めて活力のあるような町の形成、整備に努めていきたいと、このように考えておりますので、是が非でも議員各位もまた一体となって、これからの豊かなまちづくりに一緒になってこう貢献できればと思っておりますので、今後もよろしくご協力のほど、お願いいたします。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第33号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第33号 令和3年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和3年第4回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時53分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 仲 程 清

本部町議会議員 長 濱 功